

◎農林省令第三十号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十七年六月二十五日

農林大臣 河野 一郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改める。

第六條第二項第三号中「秋田」を「秋田船川」に改める。
附 則
この省令は、昭和三十七年七月一日から施行する。